

令和4年度 赤い羽根 ポスト・コロナ（新型コロナウイルス）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン  
「地域に密着した多様な生活支援活動を応援する助成事業」  
実施要項

社会福祉法人 島根県共同募金会

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化するなか、地域では経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加、固定化が大きな課題となりつつあります。

こうした状況の中、本会ではこれまで行ってきた、新型コロナウイルス感染下の福祉活動応援という枠組みを継続させ、助成事業を引き続き実施することとしました。

これにより、新型コロナウイルスの影響を被って困窮・孤立の状態にある人たちを支援するとともに、課題を広く社会と共有し、活動に市民の参加を得ることで、ポストコロナ時代における、より豊かな地域共生社会づくりに寄与することを目的とします。

## 2 実施主体

島根県共同募金会、中央共同募金会

## 3 実 施

### (1) 募 金

#### ① 募金募集期間

令和4年4月25日(月)から9月30日(金)

#### ② 募金の方法

特殊詐欺が発生しないよう、以下の方法に限定して募金を受け付けます。(いずれの場合も、寄付者側に送金や手続きに手数料はかかりません。)

[ゆうちょ銀行からお振込みの場合]

記号・番号：01490-2-251

口座名義：社会福祉法人 島根県共同募金会

※ 手数料は無料です。

※ 通信欄に「地域に密着した生活支援」とご記入ください。

※ 領収証が必要な場合は通信欄に「領収証」とご記入ください。

[山陰合同銀行からお振込みの場合]

専用振込用紙をお送りしますので、本会までご連絡ください。

[現金で募金いただく場合]

現金をお受けする窓口は、島根県共同募金会のみとします。

#### ③ 税制上の優遇措置

- ・個人からの寄附は、特定公益増進法人に対する寄附として所得税控除の優遇措置を受けることができます。
- ・法人からの寄附は、一般の寄附金とは別枠で、法人税法上損金算入することができます。
- ・これらの優遇措置を受けるには、中央共同募金会または本会が発行する領収書が必要になります。

#### ④ その他

助成後、寄付金に残額が生じた場合には、島根県内で取り組まれる生活支援活動のために活用させていただきます。

また、寄付金の使途については島根県共同募金会のホームページで報告します。

## (2)助 成

### ① 使途

民間の相談支援活動、食支援や居住支援、居場所を失った人への活動など、困りごとをかかえる人たちを支援する活動を対象とします。

[活動例]

- ・民間のグループなどが行う相談活動
- ・子ども食堂やフードバンク、弁当の配達などの食支援
- ・高齢者だけの世帯やひとり親家庭への見守り、声掛けを行う活動
- ・障がいがある子やその兄弟姉妹などのための居場所支援 など
- ・学習や遊びの機会が損なわれた子どもたちへの支援

※ 上記は例示であり、これ以外の取組みを対象としないものではありません。

### ② 助成対象とする事業の実施期間

助成対象事業は、令和4年度中に事業実施及び完了（精算含む）する事業とします。

また、既に着手したもの、あるいは完了したのも対象とします。

### ③ 助成申請等

ア 助成先の選定にあたっては、市町村社会福祉協議会からの推薦などのほか、公募による助成希望の申請を受け付けます。

イ 提出書類の様式、応募から事業完了までの一連のスケジュール、選考の方法などについては別に定めます。

### ④ 助成総額

助成総額は300万円程度を予定

※ 応援キャンペーンにより本会が行う募金活動の寄付金及び中央共同募金会からの助成金を原資として助成を行うので、募金活動の実績により助成総額は変動します。

## 4 本件の担当・お問い合わせ先

島根県共同募金会（担当：増田）

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL ; (0852) 32-5977 / FAX ; (0852) 32-5978

E-mail ; akaihane@fukushi-shimane.or.jp